

平成29年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成29年2月28日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大 木 俊 行
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川 崎 義 之
-----------	---------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉 田 一 郎
----------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 補 嘉瀬 順子
主 任 主 事 醍醐 文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成29年2月28日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第21号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第21号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第1号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

付議案4ページでございます。

まず、改正の概要についてです。（2）の介護休暇取得可能期間を、6カ月を最大3回の期間に分割して取得できることについて伺います。

毎年多くの方が、介護のために仕事をやめざるを得ない状況が続くのは、社会の損失であるという認識が広がっております。そういう中で仕事と介護の両立ができる制度が求められています。今回の改正は、6カ月の介護休暇を3回に分割して利用できるようにするというもので、利用しやすくなると思います。

そこで伺いますが、これまで介護が必要な人を抱えた職員の中で、仕事との両立はできていたのか、やめざるを得なかった人はどのくらいあったのか、伺います。

○総務部長（武井義行君）

職員が介護のために退職といたしますのは、退職の場合ですと、基本的に退職願は一身上の都合という形で提出されます。ですから、その退職が介護のためということについては、こちらでは把握はできていない状況でございます。

○京増藤江君

把握ができていないということはなかったのか。いろいろ八街市の中でも、やはり介護の

中で介護が必要で仕事をやめましたという方々がいらっしゃる、職員の中でそういう方がいなかったとすれば、それは幸いなことだと思うんですけど、今回の改正は、法令化する中で、今後さらに介護期間は長くなると予想されます。6カ月の介護休暇で足りないところを次の3で1日につき2時間以内の介護休暇を取得できるという、この新設をするということは本当に心強いことだと思います。今まで介護のためにやめられたという人がいらっしゃるかどうかは把握していないということなんですけど、この制度によって仕事と介護の両立ができるという考えなのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

今回これまで連続してとらなければいけなかったものを6カ月の範囲内で3回に分けて取得ができるということと、またこの介護時間、これを2時間を超えない範囲で取得できるということになりましたので、恐らく職員の中にも家族を介護しなければいけない立場の職員もあろうかと思えます。そういう意味では、大変休暇等は介護しやすくなったものではないかというふうに考えております。

○京増藤江君

私は、確かにこれは両立しやすくなると思うんです。ただ、介護者の方たちは本当に心身ともに疲れ果てている、ストレスがたまりにたまって介護される方が倒れてしまう、こういうこともありますので、ぜひ年休なども有効に使っていただいて、両立できるようにと要望しておきたいと思えます。

次に、一定の条件を満たす一般職非常勤職員について、育児休業等取得できるよう措置する、この問題についてお伺いします。

一定の条件を満たす一般職非常勤職員の現状及び育児休業等の等はどのような内容か、伺います。

○総務部長（武井義行君）

まず、要件でございますけど、これは在職期間、特に在職期間ですけども、引き続き在職した期間が1年以上であること、それから、養育する子が1歳6カ月に達する日以降も引き続き在職する可能性があること、それと、勤務日数につきましては、1週間の勤務日が3日以上であるか、または1年間の勤務日が121日以上であることというのが要件となっております。

○京増藤江君

現状ということは、私、これは人数もお聞きしたかったのですが、人数とそれから今後やはり育児休業をとられた方たちが、もしも今度介護が必要になったときにも、私はこういう介護休暇も必要になると思うんですけど、やはり介護休暇も取得できるようにする、そういう方向も必要だと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。一般職非常勤職員の人数、それと今後の問題。

○総務部長（武井義行君）

まず、勤務日数、先ほど申しあげました1週間の勤務が3日以上、あるいは1年間の勤務

日数が121日以上、これに該当する一般職非常勤職員、これは178名現在おります。先ほどこういった職員に対しても介護ということでございますけども、この辺につきましては国の方の制度等も見ながら、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

次に、議案第5号、付議案15ページでございます。

八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

管理職手当の20パーセント減額継続についてですが、管理職手当20パーセント減額は29年度の実施によって11年間に及びます。29年度の該当人数と総額及び最も長く減額されている方の総額は幾らかお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

該当職員ですけども、52名おります。それで、現在在職している職員で最も長い者ということでそれを試算しますと、減額の総額は158万円ほどになります。

○京増藤江君

本当に大変な減額が行われるという、もうびっくりするような金額、長く減額されている方は158万。今年収が200万円以下の方がたくさんいらっしゃる中で、本当にこの158万という金額の大きさ、びっくりします。市政運営の先頭に立って働く管理職の方々に当たり前の手当を支払うのは、私は当然だと思います。まして、消費税増税、物価高など負担が増えている中で11年間も減額している、本当に胸が痛みます。

それで、お伺いするのですけれど、管理職手当の減額について、国はどう言っているのか。また、千葉県内の状況はどうか伺います。

○総務部長（武井義行君）

これに関しては、特に国からの指導とかあるような内容のものではございませんけども、実際問題総務省でも55歳以上1.5パーセント削減というのを実施しておりますけれども、これは平成30年3月で終了ということでございます。

また、県内、他の自治体の実施状況ですけれども、八街市以外には八千代市と匝瑳市が行っております。

○京増藤江君

八街市と匝瑳市、2つの県内の自治体で20パーセント削減をしている、そういうことでよろしいですか。

○総務部長（武井義行君）

すみません、言い方が悪かったかもしれませんが、八街市以外に八千代市と匝瑳市で行って。削減率につきましては、八千代市が10パーセント、匝瑳市が5パーセントということでございます。

○京増藤江君

11年間も削減するような他の自治体があるのかどうか。これは私は2回しか質問できま

せんから、これは、またそれぞれの委員会でやっていただきたいと思いますが、国の指導があるわけでもない。また、県内の自治体でも本当に少数のところでは削減していない、こういうことはもうやはりやめていただきたいと思うんです。やはり本当に責任を持って市政運営に当たる方々が、やはり心の余裕、経済的なある程度の余裕、そういうのを持ちながら、また、八街市をどう活性化させるかという本当に大きな命題を持っておられる方々が勉強する、そういう経済的余裕も必要だと思うんです。ぜひ、これは減額をやめていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それから、議案第10号について、予算書25ページです。

平成28年度八街市一般会計補正予算、5款1項3目農業振興費、青年就農給付金についてなんですけれど、八街市は、私は農業の発展なくして市の発展はないと、こんなふうに考えております。そういう中で農業の若い担い手を増やす方向が示されてきました。青年就農給付金の対象者は、この間増えております。さらに増えてほしいところなんですけれど、今回の減額補正の理由は何でしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

青年就農給付金事業、これにつきましては、補正予算書のとおり562万5千円の減額ということになっております。平成27年度から継続給付として夫婦型を含め19名を予定しておったわけですが、そのうちが、また体調の関係により離農したことから3名の給付を中止したこと及び28年度から新規給付を予定していた1名と夫婦型1組が後期分のみの給付となったということによって減額するものでございます。

○京増藤江君

3つの理由によって減額があったということなんですけれど、今新たな就農者への支援として青年就農金、それから親元就農給付金施策が行われております。それで毎年のように予算が増えている。私は、これは本当に重要だと思います。

そして、もう一つ、やはり農業をしっかりと経営を持続させていくためには、既に農業をやっておられる、この給付金の対象にならない50代ぐらいまでの世代に対しても、農業を続けられるような新たな施策が必要と考えますがけれど、この点についてはいかがでしょうか。ぜひ農業発展のために、新たな給付金も考えていただきたいと要望しまして質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして、質問をいたします。

まず、議案第10号の平成28年度八街市一般会計補正予算についてであります。歳出で29ページの9款2項小学校費、また3項の中学校費で、就学援助費について何うものがあります。減額につきましては、今回の補正で小学校169万5千円、中学校が203万4千

円となっているわけですが、減額となった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

減額の理由につきましては、当初予算に見込みました認定数より実際に申請があり、認定をした人数の減が主なものでございます。準要保護児童就学援助費につきましては、小学校費では当初195名を予定しておりましたが、平成29年2月1日現在では188名となっており、中学校費では125名の予定が、平成29年2月1日現在で111名となっております。小学校、中学校ともに途中での認定や取り消しがあったことによりまして、月割りの金額での扶助になったため減額となりました。

また、修学旅行の該当者につきましても、当初の見込みより少なかったことが主な理由になっております。

○丸山わき子君

今、大変全国的に子どもたちの貧困ということが言われております。市長にお伺いいたしますが、せんだっての一般質問で、私は八街市の子どもの貧困の実態、どのように認識しているのかということでお伺いいたしました。市長の答弁では、就学援助を受ける児童生徒のみが貧困であるかのような答弁をされました。総務省は6人に1人が貧困状態であると、こういった調査結果を示しているわけですが、こうした総務省の調査結果、そして我が八街市の実態状況、それについては市長はどんなふうにお考えなのか、また把握されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

先般も一般質問の中でもお答えしておるところでございますけれども、このことにつきましては、市長会でもたびたび議題、課題として上がっておりまして、子どもの貧困対策等の推進ということで常に要望、決議もしております。その中で、子どもの貧困による教育格差の解消等の契機、喫緊の課題に対応するため、教職員の配置につきましては一層の措置を講じる、また貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置をとるといったようなことがありまして、貧困状態にある子どもたちの教育機会を保障するために扶養義務者以外の教育資金贈与信託、あるいは公益信託制度を創設しなさいというようなことを要望、決議しておりまして、市長会におきましても、この子どもの貧困対策につきましては一層推進してくださいということで決議、要望しておるところでございます。

○丸山わき子君

まさにそのとおりだと思うんです。平成25年には子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが成立していて、自治体でもこういった取り組みを進めるということが国の方からも方針として示されているはずでございます。市長は、子どもは八街の宝と常々言われているわけですが、八街市、6人に1人という貧困の数字を当てはめると、900人を超える子どもたちが貧困状態にあるはずなわけです。やはりこうした実態をきちんと把握して、温かい手を差し伸べていく必要がある。

しかしながら、先ほども就学援助費の減額があるわけです。この間にも就学援助費を受ける子どもたちが年々少なくなっている。ここは大変問題であるというふうに思います。これは、本来ならもっと子どもたちが就学援助を受けられるはずなんですが、なぜこのように子どもたちが受けられなくなっているのか。これは認定基準に問題があると思うわけです。国は、平成26年度から生活保護基準の引き下げを進めているわけです。八街市は生活保護基準の1.2倍という基準を設けて就学援助費を決めているわけなんです。

ですから、当然生活保護の基準がどんどん下げられているわけですから、対象者の減があるのは当たり前のことなわけです。生活保護受給世帯、絶対そういうことがあってはならない、本当に大変な生活実態があろうかと思うんですけども、生活保護受給世帯には税金や保険料が免除されているわけです。この点を考慮すれば、一般世帯の場合、1.4倍保護基準に上乘せしないと生活保護水準と同一水準にはならないというふうに、私、考えております。これは一般的にも言われているところでもあります。この点からも、認定基準が低過ぎる、この認定基準の見直しが必要であると。1.2倍ではなくて1.4倍に引き上げていく、こういった取り組みが今求められているというふうに思いますが、まずその辺、教育長、どんなふうにお考えか。このような貧困実態をこのままにしているのかどうか、その改善策はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

認定基準を生活保護基準の1.2倍から1.4倍に見直してはいかがかという質問でしたけども、全国的に生活保護基準の1.3倍以下としている自治体が多いようでございます。しかしながら、八街市は規定を1.2倍とはしておりますが、1.5倍までの弾力的な運用を現在しております。

繰り返し、じゃあ、お話をさせていただきますと、規定では1.2倍ですが、今現在も1.5倍ということで弾力的に運用しているところでございます。

○丸山わき子君

それであれば、こんなに削減されていくはずがないのです。生活保護は、先ほど言ったように、平成26年度から少しずつ少しずつ保護基準を引き下げて、今10パーセントぐらい引き下げているわけです。それとあわせて八街市の就学援助費の受給者も減っているわけなんです。26年度、小学校は決算では248名、小学校では248名。ところが、29年度当初では180人なんです。60人以上も減っちゃっているわけです。中学校は、26年度の決算では164名の方が、子どもたちが就学援助を受けている。ところが、29年度は100人です。どう見ても、教育長が言われるように1.5倍運用も可能としていたと言われますが、全ての子どもたちに運用していたわけではないわけなんです。1.5倍であれば1.5倍、きちんとそれはどの子どもにも同じように対応すべきであるというふうに思うんです。

こんなふうに貧困と言われてる中で、一番貧困対策に役立つはずの就学援助費が子どもたちの手にわたっていないというのは大変問題である。私は、真剣にこれを考えるべきであると。これに対して、やはり八街の子どもたち、安心してこの八街で過ごせる、学校に通える、

この体制を町を挙げて取り組んでいくべきであると。900人以上も子どもたちが貧困状態にある中で、どんどんと就学援助費を削るような、こんな状況であってはならない。市長、そういう点では、今後この就学援助費に関する予算措置に関してどんなふうにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども市長会につきましてはそういった対応をとる。それと、教育委員会とこのことにつきましてはしっかりと協議しながら、子どもたちが安心して教育機会の均等をいただけるような、そうした街づくりに努力してまいりたいというふうに思います。

○丸山わき子君

ぜひ、今全国的にも貧困問題が問われており、どの自治体でも必死になって取り組んでいます。ぜひ、八街でも貧困の子どもたちに対する施策、充実させていくよう、よろしく願いいたします。

次に、議案第17号の平成29年度八街市国民健康保険特別会計に関してであります。

この歳入についてなんですけれども、国保税収の減ということになりますが、この減となる原因は何なのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えします。

国保税が前年度と比較して減額となった理由といたしましては、被保険者数の大幅な減少が大きな要因であると思われれます。近年、被保険者数は減少傾向にあります。平成26年度は824人の減、平成27年度は1千179人の減。今年度につきましては、1月末時点で1千598人の減となっており、その減少幅が年々大きくなっております。

○丸山わき子君

減少というのは、退職者保険者の減少ということで理解してよろしいですか。

○国保年金課長（和田文夫君）

今年度の被保険者数の減の要因でございますが、社会保険に加入したことによる減が803人、後期高齢者医療保険に移行したことによる減が670人となっております。社会保険加入者数の増加につきましては、平成28年10月からの短時間労働者への被用者保険の適用拡大もその1つの要因ではないかと考えております。

○丸山わき子君

次に、一般会計繰り入れについての問題なんですけれども、新年度、29年度は一般会計からの繰り入れを1億円減としているわけなんです、その理由は何なのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

一般会計からの制度外繰り入れの額につきましては、当初予算積算時における収支不足見込額、こちらの方を財政担当課より示されて予算計上したものでございます。

○丸山わき子君

今国保会計というのは大変厳しい状況がありまして、累計赤字が3億3千万円あると。これは、一般会計からの繰り入れを少しずつ増やしていかないと、これは赤字の解消はできないのではないかと。28年度は国保税を引き上げての対応をしましたが、到底赤字解消にはつながらない。30年度からは国保広域化となるわけですが、現在抱えている累積赤字は一体どうなるのか、どうするのか。累積赤字を広域の国保に持ち込むことは、現実的には不可能ではないかというふうに思いますが、この赤字解消に向けてどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

3年間の累積赤字3億3千万ですけども、平成28年度は保険税の引き上げを行ったところですので、まずは平成28年度の国保会計の決算状況をまず見ていく必要がございます。

それから、議員ご指摘のとおり、平成30年度広域化に向けましては、これは、やはり赤字を抱えたままでの広域連合というのは非常に難しいものがございますので、これにつきましては、県の方から広域化までには累積赤字の方を解消するよというのを言われておりますので、28年度の決算状況を見ながら対応したいというふうに考えております。

○丸山わき子君

そもそも、地方自治体がこういった赤字を抱えなければならなくなったというのは、国の責任だと思うんです。国が年々補助金を減らしてきたと、その分市民に国保税としてそれを負担させてきたと。結局は高過ぎる国保税が払いきれなくなって滞納がどんどん増えてしまったと。国保会計を大きくゆがめてきたというふうに思うわけです。やはりこれは、赤字解消については、やっぱり国に対してきちんと責任をとれということをおっしゃる必要があるのではないかと。市長、その辺については多くの自治体が、全国多くの自治体が赤字を抱えているわけで、広域化に向けてはそれぞれの自治体が何とかしろよというような、そういう解消法ではなくて、国が責任を持って解消するということをおっしゃるべきではないかというふうに思うんですが、市長、いかがでしょう。

○議長（小高良則君）

3回目の質問になりますので、次の質問に。2回もう答えています。

○丸山わき子君

じゃあ、ぜひ国に向けて市長がしっかりと意見を言うていただくことが、まず解消の糸口です。よろしくお願ひいたします。部長も「うんうん」と頷いてますね。

次にお伺いいたしますのは、予防医療の問題であります。被保険者の減によりまして、医療費も4.1パーセント、8千400万円の減となっているわけですが、病気の早期発見、早期治療の取り組みは本当に必要であると、今後も必要であると。病気にかからないことで医療費を削減していくという、そういうことが必要であるというふうに思いますが、29年度の取り組みはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

予防医療を充実することは、疾病の早期発見、早期治療を促し、重症化を予防することで

医療費を削減することができるものであり、国民健康保険の中での重要性は認識をしているところでございます。

現在、国保では特定健康診査、特定保健指導などの保険事業を実施しております。特定健康診査については、がん検診との同時実施、後日日程の追加や検査項目の充実などにより受診率の向上に努めてまいりました。特定保健指導につきましても、栄養教室や運動教室を実施し、生活習慣病の予防を図ってきたところでございます。特定健診の受診率がなかなか増加しないのが現状でございますが、特定健康診査の受診勧奨につきましても、郵便や電話による受診勧奨を行ってまいりましたが、今年度、小谷流地区におきまして戸別訪問を実施したところでございます。今後は、他の地区での戸別訪問についても担当課と協議していきたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、疾病の早期発見を促すための人間ドック費用の助成につきまして、平成29年度より新たに脳ドックへの助成を追加する予定であり、これにより重症化のリスクの高い脳疾患の早期発見ができるものと考えております。

○丸山わき子君

職員の皆さんが、一生懸命受診率を上げるために頑張っているということはよくわかりました。それから、新たに脳ドック事業を導入するというだけでも、これは評価できるというふうに思いますが、今回検診車の大型化によって19カ所で行われていた合同検診会場が10カ所になってしまうと。特に農村部の地域の会場がなくなっていくというようなことで、身近な会場で検診を受けてきた市民にとっては大変不便な状況となると。それから、こういう回覧が回ったわけですけども、この中でも、例えば検診を集中させるために、駐車場はありませんよということを堂々と書いてあるわけです。これでは検診率が上がらないのではないかと。それ、どのように検診会場を縮小したことによる対策がとられているのかな。本当に受診率を上げるためにはこんなやり方でいいのかなというふうに思うわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

検診会場の、結果的には縮小ということでございますが、これは議員おっしゃるとおり、検診車の入れかえによりまして、検診の精度を上げるために、要は検診の機械の更新ですね、それに伴ってそれを載せる車の方が大型化されるということがございまして、それでその状況がございましたので、各検診会場、担当課の方で、検診車が大型化されたときに検診会場へ入れるものかどうかというものを全て確認いたしましたところ、小さい会場ではその検診車が入れないという状況がございましたので、その状況を各区長さんの方にご説明をいたしまして、検診会場は少なくなりますけどもご協力をお願いしますということで、区長さんの方には説明を申し上げたところでございます。

○丸山わき子君

検診の質を向上させるのか、検診率を高めるのか、どちらかをとるのかという問題ではないかというふうに思いますが、しかしながら、今検討されている検診車の大型化は、病気の

早期発見、早期治療、あるいは検診率のアップ、予防医療の後退につながるのではないかと、大変問題であると。私は、やはり地域に出向いていって丁寧に対応している従来のやり方、これはもっと普及していかなきゃいけないのではないかとこのように思います。地域に根差した検診事業が本来は求められているということで、この検診車の大型化というのはいかかなものかというふうに思うところであります。もっと検討すべきではないかというふうに思います。

次に、議案第18号の平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

1点目に、保険料が3.1パーセント増ということで1千165万9千円増となるわけですが、この保険料増の根拠は何なのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えします。

後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合で積算しており、平成28年度及び平成29年度、平均保険者数見込みにより実績や現状から判断しております。平成29年度の保険料が3.1パーセントの増となった理由といたしましては、本市の被保険者の平均見込みが、平成28年度の7千708人から平成29年度は8千126人と418人の増となっていることが要因であると考えております。

なお、本市の後期高齢者医療制度の被保険者数は年々増加をしており、その増加幅が年々大きくなっております。

○丸山わき子君

被保険者が増えているというのが理由ということのようですが、これは滞納繰越分についても年々増加がされているというふうに思いますが、それ、対象者はどのくらいになってきているのか把握されていますか。

○国保年金課長（和田文夫君）

滞納者数まで、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、ちょっと正確な数字を申し上げられないのですが、年度ごとで申し上げますと、平成26年度が7万1千円、平成27年度110万2千円、平成28年度、こちらが352万1千円を見込んでおります。合計で469万4千円を見込んでおるところでございます。

○丸山わき子君

年々増えているということで、こういう中で29年度は保険料の特別措置、これが見直されると。4月から低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小するわけですがけれども、その影響はどのくらいあるのか。その辺についてはどうでしょう。

○国保年金課長（和田文夫君）

保険料軽減特例の見直しにつきましては、平成29年度は元被扶養者の均等割軽減を現行の9割軽減から7割軽減、所得割軽減を現行の5割軽減から2割軽減、また、保険料の減額基準の見直しや平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る均等割軽減の特例

は当分の間とすることなどが、平成29年2月10日に開会された平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決されております。

この見直しに伴う本市の影響でございますが、平成29年1月13日現在の数値をもとに試算いたしますと、元被扶養者の均等割対象者は564人で、1人当たり6千650円、所得割軽減対象者は879人で、1人当たり6千883円、それぞれ増額となり、均等割基準額の見直しに伴う対象者は32人で、1人当たり1万6千791円減額となり、総額で926万4千557円の負担増となるものを見込んでおります。

○丸山わき子君

国はこういった後期高齢者医療制度の中で高齢者が保険料を支払うのは大変だと、国が作った制度を今度は自ら縮小、廃止していくと。先ほどもお伺いいたしましたけれども、滞納繰越分が年々増えているさなかにこうした廃止、縮小をするわけです。本当に高齢者にとっては踏んだり蹴つたりの医療制度となるわけで、これは国に対して保険料の特別軽減の縮小、廃止はやるなということ、国に市長、意見を求めていく必要があるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

保険料軽減措置の見直しにあたりましては、被保険者の負担感を十分配慮すること、また被保険者の現場に混乱を招かないよう、激変、緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じるということで決議をしているところでございます。

○丸山わき子君

これは、引き続き高齢者の医療を守るために、特別の軽減措置の縮小や廃止は絶対にやるなど強く求めていただきたい、このことを改めて申し上げるところであります。

次に、議案第19号の平成29年度八街市介護保険特別会計予算についてお伺いするところであります。

歳出で、保険給付費の削減がされております。1億9千万円の減となっておりますが、この削減の原因は何なのか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

平成29年度の当初予算におけます保険給付費が、平成28年度の当初予算額を下回っている主な要因でございますけれども、これまで介護予防サービス費として支給をしておりました訪問介護と通所介護が、相互事業の開始に伴いまして訪問型サービス及び通所型サービスに移行したことによりまして、地域支援事業費の中の介護予防、生活支援サービス費の中の支給になったことがその要因でございます。

○丸山わき子君

地域支援事業に移行するというところで、従来の介護予防、生活支援事業は従来どおり確保されるのかどうか、その辺については保証はあるのかどうか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

総合事業に移行いたしました訪問型サービス、それからこの通所型サービスにつきましては、介護予防給付の際に行っていたときと同様のサービスを同じサービス単価でご利用していただいておりますので、そのサービスの低下ということにはなっていないというふうに判断しております。

○丸山わき子君

わかりました。ぜひ、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、南部地域の包括支援センターについてなんですが、新たに29年度開設されるということで、本当に南部地域の方々にとっては大きな支えになるということで、これは本当に評価したいというふうに思います。担当課の方々も本当にいろいろご苦労があったかなというふうに思うんですけども、大変よかった政策であるというふうに思います。

それで、南部老人憩いの家を改修して包括支援センターを設置するというようなんですが、現在の南部老人憩いの家は靴を脱いで上がらなければならないわけです。この支援センターを利用する方々は、車椅子の方や、またつえをついている方など、体があちこち悪い方も利用されるわけで、こういう方々が利用するに当たって、わざわざ靴を脱いでいかなければならないのかというふうに感じるわけですが、改修費としては1千280万円が計上されているわけですけども、どのように改修されるのか。靴を脱がなくてもいいようになるのかどうか、車椅子でそのまま入っていけるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

南部老人憩いの家の改修の内容についてでございますけれども、玄関を入れて左手に今現在の事務室、ここを分割いたしまして、南部地域包括支援センターの事務室の方を併設いたします。そして、一番奥に、今現在へレストロンが置いております部屋を地域包括支援センターの相談室という形にいたします。それから、現在浴室は機能しておりませんので、これを通常の事務室の方に改修をいたしまして、へレストロンの方をそちらの方へ設置いたします。それから、トイレについては汲み取り便槽を浄化槽に、また男子用のトイレを車椅子の方でもご利用できるように改修をする予定でございます。その他照明器具の取り付け、エアコン設置等の電気工事も含めて行う予定でございます。

なお、議員の方からお話のありました靴を履きかえることなく入室できるような改修ということについては、大変申し訳ございませんが、今回の改修には含まれておりません。

○丸山わき子君

ぜひ、その辺は補正を組んで、やはり靴を履いたまま入れるという、そういう施設にすべきではないかと。高齢者の方が1回靴を脱ぐ、本当につえをついた方が1回靴を脱ぐことの大変さというのが、本当に見ていてもはらはらする状況です。誰もがこの支援センターに行って相談をしたい、相談をするんだ、そういう気持ちのある方が行くわけですから、どの方でも受け入れられる、そういう体制をとらなければならないのではないかとこのように思います。ぜひ、これは補正予算を組んでも靴で入れる、そういう支援センターにしてい

きたいというふうに思いますが、その辺は市長、どうなのでしょう、予算確保に向けて検討いただけませんか、市長。

○市長（北村新司君）

いろいろの観点から考えて、総合的に判断して努力してまいります。

○丸山わき子君

じゃあ、最後なんです、総合的に考えてと言われておりますが、利用者を最優先にした取り組みが求められていると思います。ぜひ、南部支援センターできてよかったねと言われるような施設に変えていただきたい、このことを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、3月1日から3月15日までの15日間を、各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。3月1日から3月15日までの15日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月16日は、午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会改革検討協議会を開催しますので、関係する議員は、第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時54分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第21号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

-
- 議案第1号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 市道路線の認定について
- 議案第10号 平成28年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第11号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第16号 平成29年度八街市一般会計予算について
- 議案第17号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第19号 平成29年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成29年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成29年度八街市水道事業会計予算について